

一、労働立法(工場法及び健康保険法)の改正要求に關する件

同盟本部提出

〔全文〕

政府は速やかに現行の労働立法(工場法及健康保険法)につき左記の改正を断行し、労働立法の精神たる労働者保護の完全を期すべし

改正案

(一)工場法改正要綱

一、工場法ニヨル賠償責任ハ全然之ヲ健康保険法ヨリ分離獨立セシメ健康保険法ニヨル支給アリタルノ故ヲ以テ直チニ工場法ニヨル共費メヲ免レシムベカラズ

改正要點左の如し

工場法施行令中

(イ)第六條中 一日ニ付賃金百分ノ六十以上トアルヲ賃金相當額ト改ム又同條但書ヲ削除ス

パクロしなければならぬ。
二、今日の我労働組合運動は資本家の猛烈なる攻勢の前に労働者の團結権罷業権を獲得するためには労働組合法の獲得が當面緊縮要事となつて居る濱口内閣の約束をたてに彼等に迫るは絶好の機會である。
三、濱口内閣の緊縮政策は必然に労働階級の犠牲を増大せしめるから、今後労働階級の不安動搖は激成せられざるを得ない。我々はかかる機會に於ける日常闘争の一題目として「團結権、罷業権」の必要を意識せしめ、そのための大衆的闘争を組織する。

〔實行方法〕

- 一、別項産業合理化反對、失業反對運動と共に今後日常闘争の題目として展開すること。
- 二、組合同盟本部はこの闘争を全国的に展開する様々に要求すること。
- 三、具體方法は執行委員会一任。

(ロ)第七條中ノ 第一號中五百四十日分以上トアルヲ千八十日分以上ト改ム

第二號中 三百六十日分以上トアルヲ七百二十日分以上ト改ム

第三號中 百八十日分以上トアルヲ三百六十日分以上ト改ム

第四號中 四十日分以上トアルヲ八十日分以上ト改ム

(ハ)第七條ノ二ヲ削除ス

(ニ)第八條中 三百六十日分以上トアルヲ千八十分以上ト改ム

(ホ)第九條中 賃金二十日分以上トアルヲ四十日分以上ニ其金額ニテ四ニ滿タザルトキハ二十圓トアルヲ其金額五十圓ニ滿タザルトキハ五十圓ニ改ム

第十三條中ノ二ヲ削除ス

第十四條中 賃金五百四十日分以上トアルヲ千八十分以上ト改ム

第十五條ヲ削除ス

一、工場法適用ノ範圍ヲ擴張スベシ

(イ)第一條、第一項、第一號中十八人以上トアルヲ三人以上ト改ム

(ロ)第三條第一項中 十一時間トアルヲ八時間ト改ム

二、職工ノ保健ニ留意シ給與ヲ増大スベシ

第七條第一項中 毎月少クトモ二回トアルヲ毎月少クトモ四回以上ト改ム

尙本法ノ規定ニ反セザル範圍内ニ於テ職工ノ就業時間ヲ延長シタル場合ハ其時間内賃金日額ヲ正規ノ就業時間ニテ除シタル商ノ二倍以上ヲ給付スベシトノ規定ヲ追加スベシ

三、工場主ノ無責任ナル行爲ヲ禁止シ労働權ヲ確立スベシ

第二十七條ノ二中 十四日前ニ其豫告ヲ爲スカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルコトヲ要ストアルヲ三ヶ月前ニ其豫告ヲ爲シ且賃金六ヶ月分以上ノ手當ヲ支給スルコトヲ要スト改ム

四、工場法ノ適用ヲ嚴重ニ勵行ナサシムベシ